

## 船橋駅前総合窓口センター広告事業に関する取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱第2条第1号ウに基づき、船橋駅前総合窓口センター（以下「センター」という。）において、設置した動画モニターを使用して民間広告及び行政案内を放映する事業及びセンター内部の壁面等を利用した広告パネルを掲載する事業等（以下「広告事業」という。）並びに広告事業を実施する事業者の選定について、必要な事項を定める。

### (実施場所)

第2条 広告事業の実施場所は、別に指定する場所とする。

2 前項に規定する場所は、センター利用者の妨げとならないほか、センターの維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない場所とする。

### (契約期間等)

第3条 広告事業の契約期間、動画による民間広告及び行政案内の放映を開始する日は、別に定める。

### (事業者の募集)

第4条 広告事業の実施者（以下「事業者」という。）は、自ら広告主を募集し、動画による民間広告及び行政案内を制作することができる広告代理店とする。

2 事業者の募集は、市のホームページで公募する。

3 前項の公募は、別に定める公募要領により行う。

### (事業者の決定及び契約)

第5条 一般競争入札により事業者を決定する。

2 市は、前項により決定した事業者と、広告事業の実施に関し必要な事項を定めた契約を締結する。

### (行政財産の使用許可)

第6条 事業者は、広告事業に係る設備（付帯設備を含む。以下同じ。）の設置に際し、船橋市公有財産規則（平成26年船橋市規則第61号、以下「規則」という。）第21条の規定により行政財産の使用許可の申請を行わなければならない。

2 市は、前項の申請を受理し、その内容を審査し、適当であると認めるときには、規則第22条の規定に基づき行政財産の使用許可を決定するとともに、規則第23条により行政財産使用許可書を交付する。

### (広告料及び費用の負担)

第7条 市は、広告事業の実施に伴い、事業者から広告料を徴収する。

2 事業者は、広告の設置、撤去、運営、維持管理、広告主の募集、広告の制作その他広告事業の実施に関する一切の費用をすべて負担する。

(事業計画書の提出)

第8条 事業者は、あらかじめ市と協議の上、広告の仕様、運営、広告料、広告の内容その他広告事業の実施に関する事項に基づく事業計画書を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

(広告掲載の審査等)

第9条 市は、広告主及び広告の内容について、あらかじめ船橋市広告掲載に関する要綱及び船橋市広告掲載基準に基づく広告の適否及びセンター内における広告の適切性を審査する。

2 前項の審査は、事業者が事業計画の変更をするときも同様に行う。

3 市は、審査の結果、適正であると判断したときには広告事業の実施を承認する。

(広告の修正)

第10条 市は、広告主及び広告の内容が船橋市広告掲載に関する要綱及び船橋市広告掲載基準に違反しているとき、若しくはセンター内において広告事業として適切性に欠けると判断したときは、事業者に対し、広告主の変更及び広告の内容の修正を求めることができる。

2 事業者は、市から広告主の変更及び広告の内容の修正を求められた場合、それに応じなければならない。

3 前項の規定による広告主の変更及び広告の修正にかかる費用は、すべて事業者が負担する。

(事業者の責任)

第11条 次に掲げる事項については、事業者が責任を負う。

(1) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと。

(2) 広告の内容に係るすべての財産権について、合理的な権利処理が完了していること。

(3) 広告事業の実施に関し、第三者より損害賠償請求を受けた場合の紛争処理に関すること。

(4) その他、広告に係る一切の内容に関すること。

(広告に係る設備等の毀損、汚損又は紛失等)

第12条 事業者は、市から広告に係る設備等の毀損、汚損又は紛失等の通報を受けたときには、速やかに復旧等の適切な措置を講ずる。

2 前項の復旧等に関する経費は、事業者が負担する。

(原状回復)

第13条 事業者は、次に掲げる場合には、速やかに広告を撤去し、広告を設置する前の状態に回復しなければならない。

(1) 行政財産の使用許可の期間が満了したとき。

(2) 行政財産の使用許可が取り消されたとき。

- (3) 広告事業の契約期間が満了したとき。
- (4) 広告事業の契約期間中に解除等の事由が生じたとき。

(著作権等)

第14条 事業者は、広告事業に係る設備等の設置及び制作その他広告事業を実施するにあたり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令の規定に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月4日から施行する。